

国外からの転入届について

日本国外に移住してから、帰国後、住民登録を行うには、住民異動届（転入届）が必要です。なお、一時帰国など、日本での滞在期間が短期間（目安は1年未満）であれば、必要ありません。

■届出人 住民登録をする人（本人）

■届出期間 住み始めた日から14日以内

■持ってくるもの 詳しくは転入先市区町村にお問い合わせ下さい。

①パスポート

パスポートに押印された入国日（帰国日）のスタンプを確認します。

※注意

空港の自動化ゲートを利用されると押印されませんので、自動化ゲート通過時に空港職員に入国日のスタンプを申し出てください。

もし、入国日スタンプがない場合は、飛行機の搭乗券の半券など、入国日の確認できるものをパスポートと一緒に持ってきてください。

②マイナンバーカード

国外移住前に所持していたマイナンバーカードは使用できません。日本に再び住民登録をされると、再発行をすることができるようになります。

国外転出時または国外転入時に通知カード又はマイナンバーカードを返納した方が再発行する場合は手数料が無料になります。

※返納がない場合は再発行手数料が発生します。

③通知カード

令和2年5月25日の法改正により、通知カードは廃止され、再交付は行えなくなりました。日本に再び住民登録をした後、マイナンバーの確認が必要な場合はマイナンバーカードの申請（無料）を行うか、マイナンバーを記載した住民票を取得（1通300円）することになります。

④戸籍謄本（氏名変更等がある場合のみ）

国外移住しているときに、婚姻等でパスポートの記載内容（氏名・性別・生年月日）に変更があった場合は、戸籍謄本で変更内容を確認します。

【お問い合わせ先】 佐賀市役所 本庁 市民生活課

TEL: 0952-40-7081（直通）